

関すること

- (エ) 法令により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
- (オ) 定期健康診断、法令による指示を受けて行われる臨時健康診断、法令に基づく自ら受けた健康診断及び法令に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
- (カ) 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
- (キ) 新規に採用する機械等又は原材料に係わる健康障害の防止に関すること
- (ク) 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

2 労働時間の取り扱い

安全衛生委員会の開催は、事業者の義務であることから、安全・衛生委員の会議に要する時間は「労働時間」と解されます。

このため、会議が法定労働時間以外に行われた場合には、事業者は、これに参加した労働者に対し、割増賃金を支払わなければなりません。

